



### 今の特集

- 1 マイナンバー制度導入による各種手続きの変更
- 2 外国人の雇用について
- 3 36協定の指導強化へ

### 1. マイナンバー制度導入による各種手続きの変更

2018年2月号のニュースレター(No97)にてお伝えしておりました、マイナンバー制度導入に伴う氏名変更・住所変更手続きにつきまして、2018年3月17日に正式に運用変更発表があり、マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、2018年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。

また、雇用保険につきましては、2018年5月以降、各手続きにマイナンバーの記載・登録が必要となりますので、併せてご案内致します。

#### 【社会保険】

##### ・住所変更について

厚生年金の住所変更につきましては、ご本人様が行政にて住民票を異動(移動)されることにより、事業主様による変更届の提出は不要です。

なお、扶養されている配偶者(国民年金第3号被保険者)の手続きも提出不要です。

##### ・氏名変更について

協会けんぽでは、日本年金機構より提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新たな保険証を発行し、各事業主様へ送付致します。

事業主様は、新しい保険証が到着致しましたら、ご本人様へお渡しの際、古い保険証を回収いただき、ご返送ください。

#### ※注意点

ご家族様(被扶養者)の氏名変更につきましては手続き省略されないため、引き続き届出が必要となります。



#### 【雇用保険】

##### ・氏名変更について

氏名変更につきましては手続き省略されないため、引き続き届出が必要となります。

##### ・その他手続き

2018年5月以降、以下の手続きにつきましてはマイナンバーの提出が必要となります。

#### 【マイナンバー記載が必要な届出】

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請(初回)
- ④ 育児休業給付支給申請(初回)
- ⑤ 介護休業給付支給申請

#### 【マイナンバー登録届の添付が必要な届出】

- ⑥ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑦ 雇用継続交流採用終了届
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請(2回目以降)
- ⑨ 育児休業給付支給申請(2回目以降)

※⑧⑨の手続きにつきましては、初回申請時に記載していない場合、登録届の添付が必要となります。

※マイナンバーの提出は、各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められており、記載がない場合には手続きができません、給付の遅れにも繋がりますので、ご注意ください。

働省令で定められており、記載がない場合には手続きができません、給付の遅れにも繋がりますので、ご注意ください。

### 2. 外国人の雇用について

先日、外国人留学生らを違法に働かせた入管難民法違反(不法就労助長)などの疑いで、事業主等を書類送検するとのニュースが報道されておりました。

ここで改めて、外国人を雇用する際のルールについて確認しておきましょう。

#### 【在留資格を確認する】

外国人を雇用する際には、まず採用を考えている外国人が、適法な「在留資格」を有しているかどうかを確認しなければなりません。「在留資格」にはそれぞれ期限があり、一旦は「在留資格」を取得して入国したとしても、期限切れとなった場合には役に立ちません。



また留学生も、資格外活動許可を受ければ、アルバイトができます。資格外活動許可を受けているかどうかは、パスポートか「資格外活動許可書」で確認しましょう。

一般的に、留学生には、1週28時間以内を限度として勤務先や時間帯を特定することなく、包括的な資格外活動許可が与えられます。(学校が長期休みの間は、1日8時間以内)。

資格外活動の許可を受けずにアルバイトに従事した場合は、不法就労となります。

#### 【外国人雇用の手続き】

外国人の雇入れおよび離職するときは、その氏名と「在留資格」などを、ハローワークに届出なければなりません。雇用する外国人労働者が、雇用保険の対象とならない場合は、

は、雇入れ、離職の翌末日までに、管轄のハローワークへ、「外国人雇用状況届出書」を提出します。

### 3. 36協定の指導強化へ

働き方改革推進の一環で36協定の特別条項に関する見直しの動きが強まっており、36協定未届けの事業場への働き掛けも強化される方針となっております。そのため、36協定の提出がお済であるか、今一度ご確認ください。

また、36協定は会社ごとではなく、事業場単位での提出が必要となります。

---事業場単位とは-----

原則、場所ごとで考えるため、1つの企業で本社と支店があれば、本社と支店、それぞれで36協定提出が必要となります。

複数の事業所をお持ちの事業主様は、各事業所ごとに36協定の提出が必要です。

なお、全国の労基署の機能強化として、36協定の受理に際しても、時間外及び休日労働点検指導員を大幅増員し、限度基準に沿った内容となっているかの点検を行い、必要な窓口指導を実施することが発表されております。長時間労働が疑われる事業場には、立入り調査も予定されておりますので、時間外労働の設定にはご注意ください。

当社では36協定届の作成、届出代行も承っております。ご相談等がございましたら、是非ともご連絡をお待ちしております。

#### 【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 福岡オフィス  
〒812-0016  
福岡県福岡市博多区博多駅南 1-8-31  
九州ビル 6F  
TEL: 092-292-8954